

## 職員の退職管理に関する条例（案）概要

### 1 制定理由

地方公務員法の一部改正（26.5.14 公布、28.4.1 一部施行）により、地方公共団体は、退職管理の適正確保に係る措置を講ずるものとされることに伴い、本区における退職管理の適正を確保するため、同法による規制に加え、区の条例で定めることができることとされる特定の職にあった再就職者による依頼等の規制等について定める。

#### 【参考】地方公務員法により規制される再就職者による働きかけ

	対象者	禁止行為	規制期間
1	再就職者 <sup>1</sup> （全職員）	離職前5年間の職務に属する契約等事務に関する働きかけ	離職後2年間
2	再就職者のうち、地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職 <sup>2</sup> に在職していたことがある者	離職前5年より前の期間において当該職に就いていたときの職務に属する契約等事務に関する働きかけ	離職後2年間
3	再就職者（全職員）	在職中に最終決定権者として決定した契約又は処分に関する働きかけ	なし

1 再就職者... 営利企業等に再就職した者

2 地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長... 墨田区組織条例第3条に規定する室及び部の長（いわゆる条例部長）

### 2 内容

#### (1) 特定の職にあった再就職者による依頼等の規制

再就職者のうち、地方公務員法で規定されている条例部長を除く管理職（校長、副校長等含む。）であった者について、離職後2年間は、離職前5年より前の期間において当該職に就いていたときの職務に属する契約等事務に関する働きかけを禁止する。

売買その他の契約又は行政処分に関する事務について、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼すること。

#### (2) 再就職情報の届出の義務

管理職（校長、副校長等含む。）であった者が、営利企業等に再就職した場合に、離職後2年間、人事委員会規則で定める事項を任命権者（県費負担教職員にあっては区教育委員会）に届出することを義務付ける。

離職日、再就職日、再就職先の名称など

### 3 施行期日等

本年4月1日

2(2)については、本年4月1日以後に離職した職員について適用する。